

平成21年1月

滋賀県議会臨時会議案

目 次

		頁
議第1号	平成20年度滋賀県一般会計補正予算（第4号） .....	1
議第2号	滋賀県行政機関設置条例案 .....	7
議第3号	滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改 正する条例案 .....	14
議第4号	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案 .....	34
議第5号	滋賀県税条例の一部を改正する条例案 .....	40
議第6号	滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案 .....	43
議第7号	滋賀県大津健康福祉センター設置条例を廃止する条例案 .....	44
議第8号	滋賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例案 .....	45
議第9号	滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例案 .....	46
議第10号	滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 .....	48
議第11号	滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例案 .....	51
議第12号	滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案 .....	53
議第13号	滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案 .....	55
議第14号	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例案 .....	56
議第15号	しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する 条例案 .....	57
議第16号	滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例案 .....	58
議第17号	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 .....	59
議第18号	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 .....	60
議第19号	滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例案 .....	61
議第20号	平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求 めることについて .....	63
議第21号	平成19年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて .....	64
議第22号	平成19年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについ て .....	65
議第23号	平成19年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについ て .....	66
議第24号	契約の締結につき議決を求めることについて（国道421号道路改築工 事） .....	67
議第25号	財産の取得につき議決を求めることについて .....	68

議第26号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立県民交流センター）	69
議第27号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター）	70
議第28号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立近江富士花緑公園）	71
議第29号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立水環境科学館）	72
議第30号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立テクノファクトリー）	73
議第31号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立草津S OHOビジネスオフィス）	74
議第32号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（大津港公共港湾施設（マリーナ施設を除く。））	75
議第33号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（大津港公共港湾施設（マリーナ施設に限る。））	76
議第34号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県営都市公園（びわこ文化公園（文化ゾーン）、春日山公園、尾花川公園および湖岸緑地中主吉川地区に限る。））	77
議第35号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県営都市公園（湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区、北大津地区、堅田雄琴地区、和邇真野地区および生川木戸川地区に限る。））	78
議第36号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県営都市公園（湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。））	79
議第37号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く。）および滋賀県立彦根総合運動場）	80
議第38号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立体育館および滋賀県立武道館）	81
議第39号	淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて	82
議第40号	淀川水系河川整備計画の策定について意見を述べることにつき議決を求めることについて	84

議第41号	滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて.....	87
議第42号	専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例） .....	88
議第43号	専決処分につき承認を求めることについて（平成21年度において発売する当せん金付証券の発売総額について） .....	89

## 議第1号

## 平成20年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

平成20年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 967,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 495,921,902千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
10 国庫支出金		千円 47,978,678	千円 91,006	千円 48,069,684
	1 国庫負担金	35,307,257	124,713	35,431,970
	2 国庫補助金	11,681,620	△ 33,707	11,647,913
13 繰入金		17,250,927	5,588	17,256,515
	2 基金繰入金	15,669,005	5,588	15,674,593
16 県債		71,013,700	870,500	71,884,200
	1 県債	71,013,700	870,500	71,884,200
歳入合計		494,954,808	967,094	495,921,902
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
5 琵琶湖環境費		千円 16,719,305	千円 78,086	千円 16,797,391
	4 森林林業費	7,450,485	78,086	7,528,571
6 健康福祉費		67,708,232	36,647	67,744,879
	5 公衆衛生費	19,779,467	36,647	19,816,114
8 農政水産業費		18,652,967	23,693	18,676,660
	1 農業費	3,944,348	18,443	3,962,791
	2 畜産業費	1,071,469	5,250	1,076,719
9 土木交通費		53,325,311	828,668	54,153,979

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	千円 27,136,449	千円 828,668	千円 27,965,117
歳	出	合	計	
		494,954,808	967,094	495,921,902

議第1号  
平成20年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

## 第2表 債務負担行為補正

追 加			
番号	事 項	期 間	限 度 額
119	滋賀県立県民交流センター管理 運営委託	平成21年度から 平成25年度まで	56,992千円
120	滋賀県希望が丘文化公園、滋賀 県立青少年宿泊研修所および滋 賀県立希望が丘野外活動センタ ー管理運営委託	平成21年度から 平成25年度まで	1,998,000千円
121	滋賀県立近江富士花緑公園管理 運営委託	平成21年度から 平成25年度まで	262,500千円
122	滋賀県立水環境科学館管理運営 委託	平成21年度から 平成22年度まで	100,000千円
123	滋賀県立草津SOHOビジネス オフィス管理運営委託	平成21年度から 平成23年度まで	14,550千円
124	大津港公共港湾施設（マリーナ 施設を除く。）管理運営委託	平成21年度から 平成25年度まで	146,500千円
125	滋賀県営都市公園（びわこ文化 公園（文化ゾーン）、春日山公 園、尾花川公園および湖岸緑地 中主吉川地区に限る。）管理運 営委託	平成21年度から 平成25年度まで	352,800千円
126	滋賀県営都市公園（湖岸緑地山 田新浜地区、志那地区、赤野井 吉川地区、北大津地区、堅田雄 琴地区、和邇真野地区および生 川木戸川地区に限る。）管理運 営委託	平成21年度から 平成25年度まで	498,750千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
127	滋賀県営都市公園（湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。）管理運営委託	平成21年度から 平成25年度まで	380,100千円
128	滋賀県営住宅管理運営委託	平成21年度から 平成23年度まで	988,164千円
129	滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く。）および滋賀県立彦根総合運動場管理運営委託	平成21年度から 平成25年度まで	780,420千円
130	滋賀県立体育館および滋賀県立武道館管理運営委託	平成21年度から 平成25年度まで	350,241千円

議第1号 平成20年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）

## 第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
治山事業費	604,100 <sup>千円</sup>	645,800 <sup>千円</sup>
道路特殊改良事業費	285,000	345,000
特定交通安全施設整備事業費	688,500	713,000
直轄道路事業費	7,105,800	7,926,200
単独道路改良事業費	896,100	820,000
計	71,013,700	71,884,200

## 議第2号

## 滋賀県行政機関設置条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県行政機関設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項および第2項の規定に基づき、行政機関（警察署を除く。以下同じ。）の設置ならびに名称、位置および所管区域について定めることを目的とする。

(環境・総合事務所)

第2条 防災、環境保全ならびに所管区域内の行政機関およびその他の機関の総合調整等に関する事務を分掌させるため、環境・総合事務所を設置する。

2 環境・総合事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県南部環境・総合事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀環境・総合事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江環境・総合事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県湖東環境・総合事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北環境・総合事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
滋賀県高島環境・総合事務所	高島市	高島市

(県税事務所)

第3条 県税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、県税事務所を設置する。

2 県税事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
-----	-----	---------

滋賀県西部県税事務所	大津市	大津市および高島市
滋賀県南部県税事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県中部県税事務所	東近江市	近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市および蒲生郡
滋賀県東北部県税事務所	長浜市	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡

## (自動車税事務所)

第4条 前条の規定にかかわらず、自動車税および自動車取得税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、自動車税事務所を設置する。

2 自動車税事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県自動車税事務所	守山市	県内の全域

## (森林整備事務所)

第5条 森林および林業に関する事務を分掌させるため、森林整備事務所を設置する。

2 森林整備事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県西部・南部森林整備事務所	大津市	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市および高島市
滋賀県甲賀森林整備事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県中部森林整備事務所	東近江市	彦根市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北森林整備事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡

## (健康福祉事務所)

第6条 保健および福祉に関する事務を分掌させるため、健康福祉事務所を設置する。

2 健康福祉事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県南部健康福祉事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市

滋賀県甲賀健康福祉事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江健康福祉事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県湖東健康福祉事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北健康福祉事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
滋賀県高島健康福祉事務所	高島市	高島市

- 3 健康福祉事務所のうち、滋賀県東近江健康福祉事務所、滋賀県湖東健康福祉事務所および滋賀県湖北健康福祉事務所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づく福祉に関する事務所とする。この場合において、これらの健康福祉事務所の同条第5項に規定する事務に係る所管区域は、前項の規定にかかわらず、同項の表の所管区域の欄に掲げる区域から市の区域を除いた区域とする。

（保健所）

第7条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、保健所を設置する。

- 2 保健所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県草津保健所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀保健所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江保健所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県彦根保健所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県長浜保健所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
滋賀県高島保健所	高島市	高島市

（精神保健福祉センター）

第8条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づき、精神保健福祉センターを設置する。

- 2 精神保健福祉センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県立精神保健福祉センター	草津市	県内の全域

## (食肉衛生検査所)

第9条 と畜検査および食鳥検査に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県食肉衛生検査所	近江八幡市	県内の全域

## (動物保護管理センター)

第10条 動物の保護および管理に関する事務を分掌させるため、動物保護管理センターを設置する。

2 動物保護管理センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県動物保護管理センター	湖南市	県内の全域

## (子ども家庭相談センター)

第11条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項および売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づき、子ども家庭相談センターを設置する。

2 子ども家庭相談センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市および高島市
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡

3 県内における売春防止法第36条に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センターが行うものとする。

## (計量検定所)

第12条 計量法（平成4年法律第51号）に定める計量に関する事務を分掌させるため、計量検定所を設置する。

2 計量検定所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県計量検定所	草津市	県内の全域

## (農業農村振興事務所)

第13条 農業、農村振興等に関する事務を分掌させるため、農業農村振興事務所を設置する。

2 農業農村振興事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県大津・南部農業農村振興事務所	草津市	大津市、草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀農業農村振興事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江農業農村振興事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県湖東農業農村振興事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北農業農村振興事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
滋賀県高島農業農村振興事務所	高島市	高島市

(病害虫防除所)

第14条 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第32条第1項の規定に基づき、病害虫防除所を設置する。

2 病害虫防除所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県病害虫防除所	蒲生郡安土町	県内の全域

(家畜保健衛生所)

第15条 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第1条第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所を設置する。

2 家畜保健衛生所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県家畜保健衛生所	近江八幡市	県内の全域

(土木事務所)

第16条 土木に関する事務を分掌させるため、土木事務所を設置する。

2 土木事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県大津土木事務所	大津市	大津市

滋賀県南部土木事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀土木事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江土木事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市（宇曾川の区域を除く。）および蒲生郡
滋賀県湖東土木事務所	彦根市	彦根市、東近江市（宇曾川の区域に限る。）、愛知郡および犬上郡
滋賀県長浜土木事務所	長浜市	長浜市、米原市および東浅井郡
滋賀県木之本土木事務所	伊香郡木之本町	伊香郡
滋賀県高島土木事務所	高島市	高島市

## (特定事項の分掌)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、この条例の規定にかかわらず、この条例に規定する行政機関に、規則で特定の事務に係る所管区域を定めることができる。

## (支所)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、この条例に規定する行政機関に、その事務を分掌させるため、支所を置くことができる。

2 前項の支所の名称、位置および所管区域は、規則で定める。

## 付 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## (滋賀県振興局等設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 滋賀県振興局等設置条例（平成13年滋賀県条例第4号）
- (2) 滋賀県大津県税事務所設置条例（昭和53年滋賀県条例第6号）
- (3) 滋賀県自動車税事務所設置条例（昭和46年滋賀県条例第14号）
- (4) 滋賀県子ども家庭相談センター設置条例（平成12年滋賀県条例第46号）
- (5) 滋賀県保健所の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和44年滋賀県条例第17号）
- (6) 滋賀県立精神保健福祉センターの設置および管理に関する条例（平成17年滋賀県条例第110号）
- (7) 滋賀県動物保護管理センター設置条例（昭和62年滋賀県条例第2号）
- (8) 滋賀県食肉衛生検査所設置条例（昭和52年滋賀県条例第17号）
- (9) 滋賀県計量検定所設置条例（平成5年滋賀県条例第31号）

(10) 滋賀県家畜保健衛生所条例（昭和25年滋賀県条例第60号）

(11) 滋賀県大津林業事務所設置条例（昭和44年滋賀県条例第23号）

(12) 滋賀県大津土木事務所設置条例（昭和34年滋賀県条例第43号）

（滋賀県災害対策本部条例の一部改正）

3 滋賀県災害対策本部条例（昭和37年滋賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「振興局、地域振興局および県事務所」を「環境・総合事務所」に改め、「（南部振興局の所管区域にあつては、甲賀市および湖南市の区域ならびに当該区域以外の区域）」を削り、同条第2項中「振興局、地域振興局または県事務所」を「環境・総合事務所」に改め、「（甲賀市および湖南市の区域に置かれる地方本部にあつては、南部振興局甲賀県事務所の長）」を削る。

（滋賀県病害虫防除所および病害虫防除員を置く区域に関する条例の一部改正）

4 滋賀県病害虫防除所および病害虫防除員を置く区域に関する条例（昭和60年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県病害虫防除員を置く区域に関する条例

第1条を削る。

第2条中「植物防疫法」の右に「（昭和25年法律第151号）」を加え、同条の見出しおよび条名を削る。

（滋賀県屋外広告物条例の一部改正）

5 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項第1号中「振興局、地域振興局もしくは県事務所（当該場所が甲賀市または湖南市の区域である場合にあつては、南部振興局甲賀県事務所）または大津土木事務所」を「土木事務所」に、「所管振興局等」を「所管土木事務所」に改め、同条第3項中「所管振興局等」を「所管土木事務所」に改める。

議第3号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の項を次のように改める。

<p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）および里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第59条第1項の規定による法第37条および第40条から第44条までの各条に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。以下この項において「無認可施設」という。）の設置者等に対する報告の徴収、立入調査および質問</p> <p>イ 法第59条第3項の規定による無認可施設の設置者に対する勧告</p> <p>ウ 法第59条第4項の規定による無認可施設に関する公表</p> <p>エ 法第59条第5項および第6項の規定による無認可施設に対する事業の停止および施設の閉鎖の命令</p> <p>オ 里親の認定等に関する省令第6条（同令第15条、第17条および第20条において準用する場合を含む。）の規定による里親の認定の申請の受付</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>大津市</p>
---	------------

別表(3)の項中「（平成14年厚生労働省令第115号）」を削り、「市町」を「市町（大津市を除く。）」に改め、同表(4)の項中「大津市、」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>(4)の2 栄養士法（昭和22年法律第245号）および栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の免許に係る申請の受付</p> <p>イ 栄養士法第4条第2項の規定による知事が作成した栄養士免許証の交付</p> <p>ウ 政令第1条第2項の規定による管理栄養士の免許に係る申請の受付</p>	<p>大津市</p>
--	------------

- エ 政令第1条第3項（政令第5条第5項および第6条第7項において準用する場合を含む。）の規定による管理栄養士免許証の交付
- オ 政令第3条第1項の規定による栄養士名簿の訂正の申請の受付
- カ 政令第3条第4項の規定による管理栄養士名簿の訂正の申請の受付
- キ 政令第4条第1項の規定による栄養士名簿の登録の抹消の申請の受付
- ク 政令第4条第2項の規定による管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受付
- ケ 政令第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換え交付の申請の受付および知事が作成した栄養士免許証の交付
- コ 政令第5条第2項の規定による管理栄養士免許証の書換え交付の申請の受付
- サ 政令第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付の申請の受付および知事が作成した栄養士免許証の交付
- シ 政令第6条第5項の規定による栄養士免許証の返納の受付
- ス 政令第6条第6項の規定による管理栄養士免許証の再交付の申請および返納の受付
- セ 政令第8条第1項および第3項の規定による栄養士免許証の返納の受付
- ソ 政令第8条第2項および第4項の規定による管理栄養士免許証の返納の受付

別表(5)の項中「市町」を「市町（大津市を除く。）」に改め、同表(6)の項の次に次のように加える。

- (6)の2 温泉法（昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務
  - ア 法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可の申請の受付
  - イ 法第5条第2項（法第11条第2項および第3項において準用する場合を含む。）の規定による有効期間の更新の申請の受付
  - ウ 法第6条第1項および第7条第1項（法第11条第2項および第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による承認に係る申請の受付
  - エ 法第7条の2第1項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設等の変更の許可の申請の受付
  - オ 法第8条第1項（法第11条第2項および第3項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了および廃止の届出の受付
  - カ 法第11条第1項の規定による増掘および動力の装置の許可の申請の受付
  - キ 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可の申請の受付
  - ク 法第14条の3第1項および第14条の4第1項の規定による承認に係る申請の受付
  - ケ 法第14条の5第1項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認に係る申請の受付
  - コ 法第14条の6第2項の規定による承継の届出の受付

大津市

- サ 法第14条の7第1項の規定による施設等の変更の許可の申請の受付  
 シ 法第14条の8第1項の規定による事業の廃止の届出の受付

別表(7)の項および(8)の項中「栗東市および甲賀市」を「大津市および栗東市」に改め、同項の次に次のように加える。

- (8)の2 医師法(昭和23年法律第201号)および医師法施行令(昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務  
 ア 医師法第6条第3項の規定による届出の受付  
 イ 政令第3条の規定による医師免許の申請の受付  
 ウ 政令第5条第2項の規定による医籍の訂正の申請の受付  
 エ 政令第6条第1項の規定による登録の抹消の申請の受付  
 オ 政令第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受付  
 カ 政令第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付  
 キ 政令第9条第5項ならびに第10条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付

大津市

- (8)の3 歯科医師法(昭和23年法律第202号)および歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務  
 ア 歯科医師法第6条第3項の規定による届出の受付  
 イ 政令第3条の規定による歯科医師免許の申請の受付  
 ウ 政令第5条第2項の規定による歯科医籍の訂正の申請の受付  
 エ 政令第6条第1項の規定による登録の抹消の申請の受付  
 オ 政令第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受付  
 カ 政令第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付  
 キ 政令第9条第5項ならびに第10条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付

大津市

- (8)の4 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。)および保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務  
 ア 法第8条の規定による免許に係る申請の受付  
 イ 法第12条第5項の規定による知事が作成した准看護師免許証の交付  
 ウ 法第33条の規定による届出の受付  
 エ 政令第1条の3第1項の規定による免許の申請の受付  
 オ 政令第3条第3項および第5項の規定による訂正の申請の受付  
 カ 政令第4条第2項および第3項ならびに第5条第1項および第2項の規定による登録の抹消の申請の受付  
 キ 政令第6条第2項および第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受付  
 ク 政令第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付

大津市

付 ケ 政令第7条第5項の規定による免許証の返納の受付 コ 政令第7条第6項の規定による免許証の再交付の申請および返納の受付 サ 政令第8条第2項、第4項および第5項の規定による免許証の返納の受付	
(8)の5 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項の規定による届出の受付	大津市
(8)の6 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による承認に係る申請の受付 イ 法第6条の3第1項の規定による情報の報告の受付 ウ 法第6条の3第2項の規定による変更の報告の受付 エ 次に掲げる事務（病院に係るものに限る。） (ア) 法第7条第1項の規定による開設の許可に係る申請の受付 (イ) 法第7条第2項の規定による変更の許可に係る申請の受付 (ウ) 法第8条の2第2項の規定による休止および再開の届出の受付 (ニ) 法第9条第1項の規定による廃止の届出の受付 (オ) 法第9条第2項の規定による開設者の死亡および失そうの届出の受付 (カ) 法第12条第1項ただし書および第2項の規定による許可に係る申請の受付 (キ) 法第15条第3項の規定による届出の受付 (ク) 法第18条ただし書の規定による許可に係る申請の受付 (ケ) 政令第4条第1項の規定による変更の届出の受付 (コ) 政令第4条の2第1項の規定による開設後の届出の受付 (サ) 政令第4条の2第2項の規定による変更の届出の受付 オ 法第7条第3項の規定による許可に係る申請の受付 カ 法第12条の2第1項の規定による報告書の提出の受付 キ 法第16条ただし書の規定による許可に係る申請の受付 ク 政令第3条の3の規定による診療所の病床設置の届出の受付 ケ 政令第4条第2項の規定による変更の届出の受付	大津市
別表(9)の項中「近江八幡市」を「彦根市、近江八幡市」に、「守山市」を「守山市、栗東市、野洲市」に改め、同表(13)の項中「市( )」の右に「大津市、」を加え、同表(15)の項の次に次のように加える。	
(15)の2 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）、クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以下この項において「政令」という。）およびクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア クリーニング業法第6条の規定によるクリーニング師の免	大津市

<p>許に係る申請の受付</p> <p>イ クリーニング業法第7条第1項の規定によるクリーニング師の試験に係る願書の受付</p> <p>ウ 政令第1条第1項の規定による知事が作成した免許証の交付</p> <p>エ 政令第1条第2項の規定による免許証の訂正の申請の受付および知事が作成した免許証の交付</p> <p>オ 政令第1条第3項の規定による免許証の再交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付</p> <p>カ 省令第6条第2項の規定による免許証の提出の受付</p> <p>キ 省令第9条の規定による免許証の返納の受付</p> <p>ク 省令第10条第1項の規定による登録の抹消の申請の受付</p> <p>ケ 省令第10条第2項の規定による免許証の返納の受付</p>	
<p>(15)の3 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）および毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第3条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可</p> <p>イ 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験に係る願書の受付</p> <p>ウ 法第10条第2項の規定による届出の受理</p> <p>エ 次に掲げる事務（特定毒物研究者に係るものに限る。）</p> <p>（ア）法第15条の3の規定による回収等の命令</p> <p>（イ）法第17条第2項の規定による報告の徴収ならびに立入検査、質問および収去</p> <p>（ウ）法第19条第4項の規定による許可の取消しおよび業務の停止の命令</p> <p>（エ）法第20条第2項の規定による公示</p> <p>オ 法第21条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理（特定毒物研究者および特定毒物使用者に係るものに限る。）</p> <p>カ 法第22条第1項（同条第2項において例による場合を含む。）および第3項の規定による届出の受理</p> <p>キ 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の設置および変更の届出の受理</p> <p>ク 法第22条第4項において準用する法第15条の3の規定による回収等の命令</p> <p>ケ 法第22条第4項において準用する法第17条第2項の規定による報告の徴収ならびに立入検査、質問および収去</p> <p>コ 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更の命令</p> <p>サ 法第22条第5項において準用する法第17条第2項の規定による報告の徴収ならびに立入検査、質問および収去</p> <p>シ 法第22条第6項の規定による必要な措置の命令</p> <p>ス 法第22条第7項において準用する法第20条第2項の規定による公示</p> <p>セ 政令第11条第1号、第13条第1号ロおよびチ、第16条第1号、第18条第1号ロおよびニからへまで、第22条第1号、第24条第1号ロおよびニからへまで、第28条第1号ロならびに第30条第2号イの規定による指定</p> <p>ソ 政令第34条の規定による許可証の交付</p>	大津市

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>タ 政令第35条第1項の規定による許可証の書換え交付</li> <li>チ 政令第36条第1項の規定による許可証の再交付</li> <li>ツ 政令第36条第3項および第36条の2第1項の規定による許可証の返納の受理</li> <li>テ 政令第36条の2第2項の規定による許可証の交付</li> <li>ト 政令第36条の3第1項の規定による特定毒物研究者名簿の備付け</li> <li>ナ 政令第36条の4第2項の規定による通知</li> <li>ニ 政令第36条の4第3項の規定による送付</li> <li>ヌ 政令第36条の6第1項および第2項の規定による通知</li> </ul> |  |
|--|--|

別表(19)の項の次に次のように加える。

- |  |     |
|--|-----|
| <p>(19)の2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法第3条第1項の規定による免許に係る申請の受付</li> <li>イ 法第7条第1項（同条第2項、法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出の受付</li> <li>ウ 法第7条第3項（法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による死亡および解散の届出の受付</li> <li>エ 法第8条（法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返納の受付</li> <li>オ 法第9条第1項（法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受付</li> <li>カ 法第10条第1項（法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証の再交付の申請の受付</li> <li>キ 法第10条第2項（法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返納の受付</li> <li>ク 法第29条の規定による廃棄の届出の受付</li> <li>ケ 法第35条第1項の規定による事故の届出の受付</li> <li>コ 法第35条第2項の規定による廃棄の届出の受付</li> <li>サ 法第36条第1項および第3項（同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第46条第1項ならびに第47条から第49条までの規定による届出の受付</li> <li>シ 法第50条第1項の規定による免許に係る申請の受付</li> <li>ス 法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録に係る申請の受付</li> <li>セ 法第50条の20第4項の規定による向精神薬取扱責任者の設置および変更の届出の受付</li> <li>ソ 法第50条の22第1項の規定による事故の届出の受付</li> <li>タ 法第50条の24第2項の規定による届出の受付</li> <li>チ 法第50条の26第1項ただし書の規定による申出の受付</li> <li>ツ 法第50条の27の規定による届出の受付</li> <li>テ 法第50条の28第1項の規定による廃止の届出の受付</li> <li>ト 法第50条の28第2項の規定による死亡および解散の届出の受付</li> <li>ナ 法第50条の33第1項および第2項の規定による事故等の届出の受付</li> </ul> | 大津市 |
|--|-----|

別表(20)の項中「近江八幡市および」を削り、同表(21)の項中「、栗東市」を削り、同表(22)の項の次に次のように加える。

- (22)の2 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)および歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務
- ア 歯科技工士法第6条第3項の規定による届出の受付
  - イ 政令第1条の規定による歯科技工士の免許の申請の受付
  - ウ 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受付
  - エ 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受付
  - オ 政令第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受付
  - カ 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付
  - キ 政令第6条第5項ならびに第7条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付

大津市

別表(31)の項中「市および愛荘町」を「市(大津市を除く。)、愛荘町および虎姫町」に改め、同表(32)の項中「市、日野町および愛荘町」を「市(大津市を除く。)、日野町、愛荘町および虎姫町」に改め、同項の次に次のように加える。

- (32)の2 調理師法(昭和33年法律第147号)および調理師法施行令(昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務
- ア 調理師法第3条第1項の規定による調理師の免許の申請の受付
  - イ 調理師法第3条の2第1項の規定による調理師試験に係る願書の受付
  - ウ 調理師法第5条第3項の規定による知事が作成した免許証の交付
  - エ 政令第11条第1項の規定による名簿の訂正の申請の受付
  - オ 政令第12条第1項の規定による登録の消除の申請の受付
  - カ 政令第13条第1項の規定による免許証の書換交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付
  - キ 政令第14条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付
  - ク 政令第14条第4項ならびに第15条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付

大津市

- (32)の3 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)、薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)および薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。)
- ア 法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可
  - イ 法第4条第2項の規定による許可の更新
  - ウ 法第7条第3項ただし書の規定による許可
  - エ 法第8条の2第1項の規定による情報の報告の受付
  - オ 法第8条の2第2項の規定による変更の報告の受付
  - カ 法第10条(法第40条第1項および第2項において準用する

大津市

- 場合を含む。)の規定による休廃止等の届出の受理
- キ 次に掲げる事務(医薬品(政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品に限る。クおよびケにおいて同じ。)の製造販売業(以下この項において「薬局製造販売業」という。)に係るものに限る。)
- (ア) 法第12条第1項の規定による許可
  - (イ) 法第12条第2項の規定による許可の更新
  - (ウ) 法第14条の9第1項の規定による製造販売の届出の受理
  - (エ) 法第14条の9第2項の規定による変更の届出の受理
  - (オ) 法第19条第1項の規定による休廃止等の届出の受理
  - (カ) 政令第4条第1項の規定による許可証の交付
  - (キ) 政令第5条第1項の規定による許可証の書換え交付
  - (ク) 政令第6条第1項の規定による許可証の再交付
  - (ケ) 政令第6条第4項および第7条第1項の規定による許可証の返納の受理
  - (コ) 政令第8条第1項の規定による台帳の備付け
- ク 次に掲げる事務(医薬品の製造業(以下この項において「薬局製造業」という。)に係るものに限る。)
- (ア) 法第13条第1項の規定による許可
  - (イ) 法第13条第3項の規定による許可の更新
  - (ウ) 法第13条第6項の規定による変更の許可
  - (エ) 法第19条第2項の規定による休廃止等の届出の受理
  - (オ) 政令第11条第1項の規定による許可証の交付
  - (カ) 政令第12条第1項の規定による許可証の書換え交付
  - (キ) 政令第13条第1項の規定による許可証の再交付
  - (ク) 政令第13条第4項および第14条第1項の規定による許可証の返納の受理
  - (ケ) 政令第15条第1項の規定による台帳の備付け
- ケ 次に掲げる事務(医薬品に係るものに限る。)
- (ア) 法第14条第1項の規定による製造販売の承認
  - (イ) 法第14条第9項の規定による変更の承認
  - (ウ) 法第14条第10項の規定による軽微な変更の届出の受理
  - (エ) 法第74条の2第1項の規定による承認の取消し
  - (オ) 法第74条の2第2項の規定による変更の命令
  - (カ) 法第74条の2第3項の規定による承認の取消しおよび変更の命令
  - (キ) 政令第19条第1項の規定による台帳の備付け
- コ 法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可(卸売一般販売業および薬種商販売業に係るものに限る。)
- サ 法第24条第2項の規定による許可の更新(コに掲げる事務に係るものに限る。)
- シ 法第26条第3項ただし書の規定による許可
- ス 法第27条において準用する法第7条第3項ただし書の規定による許可(卸売一般販売業に係るものに限る。)
- セ 法第36条の4第1項の規定による試験に係る願書の受付
- ソ 法第38条において準用する法第10条の規定による休廃止等の届出の受理(卸売一般販売業および薬種商販売業に係るものに限る。)
- タ 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業および賃貸業の許可
- チ 法第39条第4項の規定による許可の更新
- ツ 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業お

- 場合を含む。)の規定による休廃止等の届出の受理
- キ 次に掲げる事務(医薬品(政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品に限る。クおよびケにおいて同じ。)の製造販売業(以下この項において「薬局製造販売業」という。)に係るものに限る。)
- ㍑ 法第12条第1項の規定による許可
  - ㍒ 法第12条第2項の規定による許可の更新
  - ㍓ 法第14条の9第1項の規定による製造販売の届出の受理
  - ㍔ 法第14条の9第2項の規定による変更の届出の受理
  - ㍕ 法第19条第1項の規定による休廃止等の届出の受理
  - ㍖ 政令第4条第1項の規定による許可証の交付
  - ㍗ 政令第5条第1項の規定による許可証の書換え交付
  - ㍘ 政令第6条第1項の規定による許可証の再交付
  - ㍙ 政令第6条第4項および第7条第1項の規定による許可証の返納の受理
  - ㍚ 政令第8条第1項の規定による台帳の備付け
- ク 次に掲げる事務(医薬品の製造業(以下この項において「薬局製造業」という。)に係るものに限る。)
- ㍑ 法第13条第1項の規定による許可
  - ㍒ 法第13条第3項の規定による許可の更新
  - ㍓ 法第13条第6項の規定による変更の許可
  - ㍔ 法第19条第2項の規定による休廃止等の届出の受理
  - ㍕ 政令第11条第1項の規定による許可証の交付
  - ㍖ 政令第12条第1項の規定による許可証の書換え交付
  - ㍗ 政令第13条第1項の規定による許可証の再交付
  - ㍘ 政令第13条第4項および第14条第1項の規定による許可証の返納の受理
  - ㍙ 政令第15条第1項の規定による台帳の備付け
- ケ 次に掲げる事務(医薬品に係るものに限る。)
- ㍑ 法第14条第1項の規定による製造販売の承認
  - ㍒ 法第14条第9項の規定による変更の承認
  - ㍓ 法第14条第10項の規定による軽微な変更の届出の受理
  - ㍔ 法第74条の2第1項の規定による承認の取消し
  - ㍕ 法第74条の2第2項の規定による変更の命令
  - ㍖ 法第74条の2第3項の規定による承認の取消しおよび変更の命令
  - ㍗ 政令第19条第1項の規定による台帳の備付け
- コ 法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可(卸売一般販売業および薬種商販売業に係るものに限る。)
- サ 法第24条第2項の規定による許可の更新(コに掲げる事務に係るものに限る。)
- シ 法第26条第3項ただし書の規定による許可
- ス 法第27条において準用する法第7条第3項ただし書の規定による許可(卸売一般販売業に係るものに限る。)
- セ 法第36条の4第1項の規定による試験に係る願書の受付
- ソ 法第38条において準用する法第10条の規定による休廃止等の届出の受理(卸売一般販売業および薬種商販売業に係るものに限る。)
- タ 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業および賃貸業の許可
- チ 法第39条第4項の規定による許可の更新
- ツ 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業お

よび賃貸業の届出の受理

- テ 法第68条の10の規定による指導および助言（生物由来製品の承認取得者等、法第68条の9第6項の委託を受けた者および配置販売業者に係るものを除く。）
- ト 法第69条第1項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問（薬局製造販売業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造販売業者」という。）および薬局製造業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造業者」という。）に係るものに限る。）
- ナ 法第69条第2項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問（薬局開設者、卸売一般販売業の許可を受けた者（以下この項において「卸売一般販売業者」という。）、薬種商、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。）
- ニ 法第70条第1項の規定による廃棄等の命令（医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の製造販売業者および製造業者（薬局製造販売業者および薬局製造業者を除く。）、医療機器の修理業者ならびに配置販売業者に係るものを除く。）
- ヌ 法第71条の規定による検査命令（薬局製造販売業者に係るものに限る。）
- ネ 法第72条第3項の規定による構造設備の改善の命令および施設の使用の禁止（薬局製造業者に係るものに限る。）
- ノ 法第72条第4項の規定による構造設備の改善の命令および施設の使用の禁止（薬局開設者、卸売一般販売業者、薬種商、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。）
- ハ 法第72条の2の規定による薬剤師の増員の命令（薬局開設者および卸売一般販売業者に係るものに限る。）
- ヒ 法第72条の4第1項および第2項の規定による必要な措置の命令（薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者、卸売一般販売業者、薬種商、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。）
- フ 法第73条の規定による管理者の変更の命令（薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者、卸売一般販売業者ならびに医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。）
- ヘ 法第75条第1項の規定による許可の取消しおよび業務の停止の命令（薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者、卸売一般販売業者、薬種商、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。）
- ホ 法第76条の規定による通知ならびに弁明および証拠の提出の機会の付与（薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者、卸売一般販売業者、薬種商ならびに高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者に係るものに限る。）
- マ 法第77条の4の3の規定による回収の報告の受理（薬局製造販売業者および薬局製造業者に係るものに限る。）
- ミ 政令第2条の規定による総取扱処方せん数の届出の受理
- ム 次に掲げる事務（薬局開設、卸売一般販売業、薬種商販売業ならびに高度管理医療機器等の販売業および賃貸業に係るものに限る。）
- メ 政令第44条第1項の規定による許可証の交付

<ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 政令第45条第1項の規定による許可証の書換え交付</li> <li>(ロ) 政令第46条第1項の規定による許可証の再交付</li> <li>(ハ) 政令第46条第3項および第47条の規定による許可証の返納の受理</li> <li>(ニ) 政令第48条の規定による台帳の備付け</li> <li>メ 政令第44条第2項の規定による許可証の交付</li> <li>モ 薬事法施行規則第144条第1項の規定による変更の届出の受理</li> </ul>	
<p>(32) の 4 薬剤師法（昭和35年法律第146号）および薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 薬剤師法第9条の規定による届出の受付</li> <li>イ 政令第3条の規定による薬剤師の免許の申請の受付</li> <li>ウ 政令第5条第2項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請の受付</li> <li>エ 政令第6条第1項の規定による登録の消除の申請の受付</li> <li>オ 政令第8条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付</li> <li>カ 政令第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付</li> <li>キ 政令第9条第5項ならびに第10条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付</li> </ul>	大津市

別表(34)の項中「近江八幡市および」を削り、同表(35)の項中「近江八幡市、」を削り、同表(38)の項中「市」を「市（大津市を除く。）」に改め、同表(39)の項を次のように改める。

(39) 削除	
---------	--

別表(42)の項中「長浜市、近江八幡市および甲賀市」を「大津市、長浜市および近江八幡市」に改め、同表(43)の項を次のように改める。

(43) 削除	
---------	--

別表(44)の項の次に次のように加える。

<p>(44) の 2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）および製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 製菓衛生師法第3条の規定による製菓衛生師の免許に係る申請の受付</li> <li>イ 製菓衛生師法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験に係る願書の受付</li> <li>ウ 製菓衛生師法第7条第3項の規定による知事が作成した免許証の交付</li> <li>エ 政令第3条第1項の規定による名簿の訂正の申請の受付</li> <li>オ 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受付</li> <li>カ 政令第5条第1項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付</li> <li>キ 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付</li> </ul>	大津市
---	-----

ク 政令第6条第4項ならびに第7条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付

別表(45)の2の項中「草津市」を「長浜市、草津市、野洲市」に改め、同表(49)の項中「彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、湖南市、東近江市および米原市」を「市(大津市および高島市を除く。)」に改め、同表(50)の項中「栗東市、野洲市、」を削り、同表(52)の項の次に次のように加える。

(52)の2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。)および建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務  
 ア 法第12条の2第1項の規定による事業の登録  
 イ 法第12条の4の規定による登録の取消し  
 ウ 法第12条の5第1項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問  
 エ 省令第32条の規定による登録証明書の交付  
 オ 省令第33条第1項の規定による変更および廃止の届出の受理

大津市

別表(54)の項の次に次のように加える。

(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務  
 ア 法第10条第1項の規定による動物取扱業の登録  
 イ 法第11条第2項(法第13条第2項および第14条第3項において準用する場合を含む。)および法第12条第2項(法第13条第2項、第14条第3項および第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知  
 ウ 法第13条第1項の規定による登録の更新  
 エ 法第14条第1項および第2項の規定による変更の届出の受理  
 オ 法第15条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧  
 カ 法第16条第1項の規定による廃業等の届出の受理  
 キ 法第17条の規定による登録の抹消  
 ク 法第19条第1項の規定による登録の取消しおよび業務の停止の命令  
 ケ 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施  
 コ 法第23条第1項および第2項の規定による勧告  
 サ 法第23条第3項の規定による勧告に係る措置の命令  
 シ 法第24条第1項の規定による報告の徴収および立入検査  
 ス 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養および保管の許可  
 セ 法第28条第1項の規定による変更の許可  
 ソ 法第28条第3項の規定による変更の届出の受理  
 タ 法第29条の規定による許可の取消し

大津市

- |   |   |  |
|---|---|--|
| チ | 法第32条の規定による必要な措置の命令                               |  |
| ツ | 法第33条第1項の規定による報告の徴収および立入検査                        |  |
| テ | 省令第2条第3項の規定による書類の提出の要求                            |  |
| ト | 省令第2条第5項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付      |  |
| ナ | 省令第2条第6項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付     |  |
| ニ | 省令第2条第8項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による亡失の届出の受理    |  |
| ヌ | 省令第2条第9項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の返納の受理   |  |
| ネ | 省令第5条第6項および第15条第3項の規定による書類の提出の要求                  |  |
| ノ | 省令第15条第5項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付    |  |
| ハ | 省令第15条第6項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付   |  |
| ヒ | 省令第15条第8項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による亡失の届出の受理  |  |
| フ | 省令第15条第9項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理 |  |
| ヘ | 省令第16条第1項の規定による飼養および保管の廃止の届出の受理                   |  |
| ホ | 省令第17条第1号ロただし書およびハただし書の規定による認定                    |  |
| マ | 省令第18条第3項の規定による書類の提出の要求                           |  |
| ミ | 省令第20条第3号の規定による届出の受理                              |  |

別表(55)の項中「昭和48年法律第105号。」を削り、ウおよびエを削り、「市（彦根市、近江八幡市および甲賀市を除く。）、日野町、愛荘町、豊郷町および甲良町」を「市（近江八幡市を除く。）および町（安土町、竜王町および西浅井町を除く。）」に改め、同項の次に次のように加える。

- |  |  |
|--|--|
| (㉔)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 | 市（大津市および近江八幡市を除く。）および町（安土町、竜王町および西浅井町を除く。） |
| ア 法第36条第1項の規定による通報の受理（犬、ねこ等の動物の死体に係るものに限る。）              |  |
| イ 法第36条第2項の規定による動物の死体の収容                                 |  |

別表(58)の項中「市町」を「市町（大津市を除く。）」に改め、同表(59)の項の次に次のように加える。

- |  |                        |
|--|------------------------|
| (㉔)の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（以下この項において「例による保護法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 | 市（大津市、近江八幡市および栗東市を除く。） |
| ア 例による保護法第49条（例による保護法第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定   |                        |
| イ 例による保護法第50条第2項（例による保護法第54条の2   |                        |

議第3号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

<p>第4項および第55条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関等の指導</p> <p>ウ 例による保護法第50条の2(例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出等の受理</p> <p>エ 例による保護法第51条第1項(例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退の受理</p> <p>オ 例による保護法第51条第2項(例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関等の指定の取消し</p> <p>カ 例による保護法第53条第1項(例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。)の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定</p> <p>キ 例による保護法第53条第3項(例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取</p> <p>ク 例による保護法第54条第1項(例による保護法第54条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収および立入検査</p> <p>ケ 例による保護法第54条の2第1項の規定による介護機関の指定</p> <p>コ 例による保護法第55条の2の規定による告示</p>	
<p>(㊦)の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。)および原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第16号。以下この項において「改正省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第2条第1項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請の受付</p> <p>イ 法第2条第2項の規定による知事が作成した被爆者健康手帳の交付</p> <p>ウ 法第7条の規定による健康診断に係る受診決定および結果の通知</p> <p>エ 法第8条の規定による健康診断に関する記録の作成および保存</p> <p>オ 法第9条の規定による指導</p> <p>カ 法第17条第1項の規定による医療費の支給に係る申請の受付</p> <p>キ 法第18条第1項の規定による一般疾病医療費の支給に係る申請の受付</p> <p>ク 法第19条第1項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定に係る申請の受付</p> <p>ケ 法第19条第2項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退に係る申出の受付</p> <p>コ 法第24条第2項の規定による医療特別手当の支給の要件の</p>	<p>大津市</p>

- 認定に係る申請の受付
- サ 法第25条第2項の規定による特別手当の支給の要件の認定に係る申請の受付
- シ 法第26条第2項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給の要件の認定に係る申請の受付
- ス 法第27条第2項の規定による健康管理手当の支給の要件の認定に係る申請の受付
- セ 法第28条第2項の規定による保健手当の支給の要件の認定に係る申請の受付
- ソ 法第28条第3項ただし書の規定による額の改定の認定に係る申請の受付
- タ 法第30条第1項の規定による届出の受付
- チ 法第31条の規定による介護手当の支給に係る申請の受付
- ツ 法第32条の規定による葬祭料の支給に係る申請の受付
- テ 政令第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定による居住地の変更の届出の受付
- ト 政令第6条の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請の受付および知事が作成した被爆者健康手帳の交付
- ナ 政令第8条第1項の規定による厚生労働大臣の認定の申請の受付
- ニ 政令第8条第2項の規定による厚生労働大臣の認定書の交付
- ヌ 政令第11条第1項の規定による指定医療機関の指定の申請の受付
- ネ 政令第11条第2項の規定による指定訪問看護事業者等の指定の申請の受付
- ノ 政令第12条（政令第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付
- ハ 政令第13条の規定による指定辞退の申出の受付
- ヒ 省令第4条第2項（省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定による被爆者健康手帳等の返還
- フ 省令第7条第1項（省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。）および第2項の規定による届出の受付
- ヘ 省令第7条第3項（省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定による被爆者健康手帳等の返還
- ホ 省令第7条の2第3項および第8条（省令附則第5条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による被爆者健康手帳等の返還の受付
- マ 省令第36条（省令第46条、第50条、第54条および第63条において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書等の返付および知事が作成した医療特別手当証書等の交付
- ミ 省令第37条第1項（省令第46条、第50条、第54条および第63条において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書等の再交付の申請の受付
- ム 省令第37条第3項（省令第46条、第50条、第54条および第63条において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書等の返納の受付
- メ 省令第41条（省令第46条、第50条、第54条、第63条および第70条において準用する場合を含む。）の規定による死亡の届出の受付
- モ 省令第65条第2項の規定による介護手当の継続支給の申請の受付

議第3号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

- ヤ 省令第66条の規定による氏名の変更の届出の受付
- ユ 省令第67条第1項および第67条の2の規定による居住地の変更の届出の受付
- ヨ 省令第68条の規定による記載事項の変更の届出の受付
- ラ 省令第69条の規定による届出の受付
- リ 省令附則第2条第2項の規定による第一種健康診断受診者証および第二種健康診断受診者証の交付の申請の受付
- ル 省令附則第2条第4項の規定による知事が作成した第一種健康診断受診者証および第二種健康診断受診者証の交付
- レ 省令附則第4条第1項、第4条の2および第4条の3第1項の規定による居住地の変更の届出の受付
- ロ 改正省令附則第2条の規定による変更の届出の受付
- ワ 改正省令附則第3条の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請の受付
- ヲ 改正省令附則第4条の規定による被爆者健康手帳の返還の受付

別表(60)の項中「、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町」を「および町(日野町、愛荘町および虎姫町を除く。)」に改め、同表(61)の項中「、安土町」、「、竜王町」および「、豊郷町、甲良町、多賀町」を削り、同表(62)の項中「市(」を「市(大津市および」に、「および豊郷町」を「、豊郷町および甲良町」に改め、同表(63)の項を次のように改める。

(63) 削除

別表(64)の項の次に次のように加える。

(64)の2 母体保護法施行令(昭和24年政令第16号。以下この項において「政令」という。)および母体保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務  
 ア 政令第1条第1項の規定による知事が作成した指定証の交付  
 イ 政令第1条第2項の規定による標識の交付の申請の受付および知事が作成した標識の交付  
 ウ 政令第3条の規定による知事が作成した指定証の交付  
 エ 政令第5条の規定による知事が作成した指定証および標識の交付  
 オ 母体保護法施行規則第15条第3項および第6項の規定による標識および指定証の返納の受付

大津市

(64)の3 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務  
 ア 政令第1条第1項の規定による認定の申請の受付  
 イ 政令第3条第2項の規定による認定証明書の再交付の申請の受付  
 ウ 政令第3条第5項ならびに第4条第1項および第2項の規定による認定証明書の返納の受付  
 エ 政令第5条第1項の規定による住所の変更の届出の受付

大津市

(64)の4 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号。以下

大津市

<p>この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 政令第1条の2の規定による診療放射線技師の免許の申請の受付</p> <p>イ 政令第1条の4第2項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請の受付</p> <p>ウ 政令第2条第1項の規定による登録の消除の申請の受付</p> <p>エ 政令第3条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付</p> <p>オ 政令第4条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受付</p>	
<p>(64)の5 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号。以下この項において「政令」という。)および臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(以下この項において「旧政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 政令第1条の規定による臨床検査技師の免許の申請の受付</p> <p>イ 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受付</p> <p>ウ 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受付</p> <p>エ 政令第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付</p> <p>オ 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付</p> <p>カ 政令第6条第5項ならびに第7条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付</p> <p>キ 旧政令第3条の規定による臨床検査技師および衛生検査技師の免許の申請の受付</p> <p>ク 旧政令第5条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受付</p> <p>ケ 旧政令第6条第1項の規定による登録の消除の申請の受付</p> <p>コ 旧政令第7条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付</p> <p>サ 旧政令第8条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付</p> <p>シ 旧政令第8条第5項ならびに第9条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付</p>	大津市
<p>(64)の6 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 政令第1条の規定による理学療法士および作業療法士の免許の申請の受付</p> <p>イ 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受付</p> <p>ウ 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受付</p> <p>エ 政令第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付</p> <p>オ 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付</p> <p>カ 政令第6条第5項ならびに第7条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付</p>	大津市

<p>(64)の7 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 政令第1条の規定による視能訓練士の免許の申請の受付</p> <p>イ 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受付</p> <p>ウ 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受付</p> <p>エ 政令第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付</p> <p>オ 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付</p> <p>カ 政令第6条第5項ならびに第7条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付</p>	大津市
--	-----

別表(65)の項中「市（）」を「市（大津市および）」に、「および豊郷町」を「、豊郷町および甲良町」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>(66)の2 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による申出の受付</p>	大津市
--	-----

別表(66)の項中「長浜市、近江八幡市および湖南市」を「大津市、長浜市および近江八幡市」に、「および豊郷町」を「、豊郷町および甲良町」に改め、同表(67)の項中「栗東市、野洲市、」を削り、同表(68)の項中「守山市」の右に「、栗東市、野洲市」を加え、同表(69)の項ア中「次」を「条例第2章第2節に規定する事務のうち、次」に改め、「（指定工場（水質に係る物質を排出するものに限る。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）」を削り、同項ア（ア）中「設置」を「指定工場の設置」に改め、同項イからオまでを次のように改める。

<p>イ 条例第2章第3節に規定する事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>(ア) 条例第21条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理</p> <p>(イ) 条例第21条第2項の規定による有害物質使用特定施設の設置の届出の受理</p> <p>(ウ) 条例第22条および第23条の規定による届出の受理</p> <p>(ニ) 条例第24条の規定による計画の変更および廃止の命令</p> <p>(オ) 条例第25条第3項の規定による期間の短縮の措置</p> <p>(カ) 条例第26条（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</p> <p>(キ) 条例第27条第3項（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>(ク) 条例第29条第1項、第29条の2第1項および第29条の3第1項の規定による改善および一時停止の命令</p> <p>(ケ) 条例第29条の5の規定による調査の結果の報告の受理</p> <p>(コ) 条例第29条の6第1項の規定による通報の受理</p> <p>(サ) 条例第29条の6第2項の規定による応急の措置の命令</p> <p>(シ) 条例第29条の7第1項および第2項の規定による措置の命令</p> <p>(ス) 条例第29条の8の規定による報告および調査の要請</p> <p>(セ) 条例第29条の9第1項および第2項の規定による地下水浄化計画の作成の要求</p>	
---	--

- (ノ) 条例第29条の9第4項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による提出の受理
- (タ) 条例第29条の9第5項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による変更の勧告
- (チ) 条例第29条の9第6項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による進捗状況の報告の受理
- (ツ) 条例第29条の10第1項から第3項までの規定による勧告
- (テ) 条例第29条の11の規定による公表および意見を述べる機会の付与
- ウ 条例第2章第4節に規定する事務のうち、次に掲げる事務
  - (ア) 条例第30条の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
  - (イ) 条例第31条の規定による届出の受理
  - (ウ) 条例第32条の規定による構造等の変更の届出の受理
  - (エ) 条例第33条の規定による計画の変更および廃止の命令
  - (オ) 条例第34条第2項の規定による期間の短縮の措置
  - (カ) 条例第36条第1項の規定による改善および一時停止の命令
  - (キ) 条例第37条の2第2項の規定による通報の受理
  - (ク) 条例第37条の2第3項の規定による必要な措置の命令
- エ 条例第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務
  - (ア) 条例第49条第1項の規定による調査の結果の報告の受理
  - (イ) 条例第49条第1項ただし書の規定による確認
  - (ウ) 条例第49条第2項の規定による通知
  - (エ) 条例第49条第3項の規定による報告および是正の命令
  - (オ) 条例第50条第1項の規定による調査の結果の報告の受理
  - (カ) 条例第50条第1項ただし書の規定による確認
  - (キ) 条例第50条第2項第1号の規定による調査の認定
  - (ク) 条例第50条第3項の規定による届出の受理
  - (ケ) 条例第50条第4項の規定による確認および結果の通知
  - (コ) 条例第50条の2第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理
  - (サ) 条例第50条の2第2項の規定による通知および計画の変更の勧告
  - (シ) 条例第50条の4第1項の規定による指定有害物質使用地台帳の調製および保管
  - (ス) 条例第50条の4第3項の規定による指定有害物質使用地台帳の閲覧の請求の受理
  - (セ) 条例第50条の5第1項および第2項の規定による土壤汚染改善管理計画の作成の要求
  - (ソ) 条例第50条の6第1項および第2項の規定による勧告
  - (タ) 条例第50条の7の規定による公表および意見を述べる機会の付与
- オ 条例第4章に規定する事務のうち、次に掲げる事務
  - (ア) 条例第51条の規定による必要な措置の要求
  - (イ) 条例第52条第1項の規定による報告の徴収ならびに立入調査および立入検査（拡声機による騒音の規制に係るものを除く。）

別表(69)の項中カからラまでを削り、リをカとし、同項ル中「リ」を「カ」に改め、同項中ル

をキとし、同表(70)の項の次に次のように加える。

- (70)の2 滋賀県遊泳用プール条例(昭和51年滋賀県条例第14号。以下この項において「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務
- ア 条例第3条第1項の規定による遊泳用プールの開設の許可
  - イ 条例第4条第1項の規定による許可を与えない旨の通知
  - ウ 条例第5条の規定による変更の届出の受理
  - エ 条例第8条第1項の規定による休止および廃止の届出の受理
  - オ 条例第8条第2項の規定による再開の届出の受理および検査
  - カ 条例第9条第1項の規定による報告の徴収および立入検査
  - キ 条例第10条の規定による使用停止の命令および必要な措置の命令
  - ク 条例第11条の規定による許可の取消し
  - ケ アからクまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

大津市

別表(72)の項の次に次のように加える。

- (72)の2 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号。以下この項において「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務
- ア 条例第3条第1項の規定によるふぐ調理師の免許の申請の受付
  - イ 条例第3条第3項の規定による知事が作成した免許証の交付
  - ウ 条例第4条第1項の規定による変更の届出の受付
  - エ 条例第4条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付
  - オ 条例第4条第3項および第4項の規定による免許証の返納の受付
  - カ 条例第5条の規定による試験に係る願書の受付
  - キ 条例第8条第3項の規定による免許証の返納の受付
  - ク 条例第13条の規定によるふぐ取扱施設の届出の受理
  - ケ 条例第14条第1項の規定による届出済証の交付
  - コ 条例第14条第2項の規定による届出済証の書換え
  - サ 条例第14条第3項の規定による届出済証の再交付
  - シ 条例第14条第4項および第16条の規定による届出済証の返納の受理
  - ス 条例第18条の規定による必要な措置の命令およびふぐの取扱いの停止の命令
  - セ 条例第21条第1項の規定による報告の徴収および立入検査
  - ソ アからセまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

大津市

- (72)の3 滋賀県動物の保護および管理に関する条例(平成6年滋賀県条例第13号。以下この項において「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務
- ア 条例第7条第1項の規定による野犬等の収容

大津市

- |   |   |
|---|---|
| イ | 条例第8条第1項の規定による通知および公示                               |
| ウ | 条例第8条第2項の規定による野犬等の処分                                |
| エ | 条例第9条の規定による野犬等の掃討                                   |
| オ | 条例第10条第1項の規定による通報の受理                                |
| カ | 条例第10条第2項の規定による特定動物の捕獲および殺処分                        |
| キ | 条例第11条第1項および第3項の規定による届出の受理                          |
| ク | 条例第12条の規定による措置の命令                                   |
| ケ | 条例第14条第1項の規定による報告の徴収ならびに立入調査および質問                   |
| コ | アからケまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの |

付 則

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際改正後の別表に規定する事務に係る法令、条例もしくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表に規定する市町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為または当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

## 議第4号

## 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例

滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第26項および第27項を次のように改める。

- 26 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第 号）の施行の日から平成22年3月31日までの間に退職した者（定年条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勤奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（第5条の3に規定する者を除く。）に対する第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2および付則第22項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	という。)に	という。)および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条	第3条から第5条まで	付則第26項の規定により読み替えて適用する第4条第1項および第5条第1項
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2	第5条の2第1項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	付則第26項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号イ
	同項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する同条第1項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	付則第26項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職

		日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該付則第26項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
付則第22項	第3条から第5条の3まで	付則第26項の規定により読み替えて適用する第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項

27 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（定年条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（第5条の3に規定する者を除く。）に対する第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2および付則第22項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	という。)に	という。)および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額に
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額に、

第5条の2第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条	第3条から第5条まで	付則第27項の規定により読み替えて適用する第4条第1項および第5条第1項
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第6条の2	第5条の2第1項の	付則第27項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	付則第27項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号イ
	同項の	付則第27項の規定により読み替えて適用する同条第1項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	付則第27項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額

	当該割合	当該付則第27項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
付則第22項	第3条から第5条の3まで	付則第27項の規定により読み替えて適用する第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項

## 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第40項を次のように改める。

- 40 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第 号）の施行の日から平成22年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第5項の規定の適用については、同項中「新条例第3条から第5条の3までの」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第 号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例付則第26項において読み替えて適用される同条例第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項の」とする。

付則に次の1項を加える。

- 41 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第5項の規定の適用については、同項中「新条例第3条から第5条の3までの」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第 号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例付則第27項において読み替えて適用される同条例第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項の」とする。
- 3 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第78号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出しおよび2項を加える。

（平成21年新条例に関する経過措置）

- 17 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第 号）の施行の日

から平成22年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第2項および第4項の規定の適用については、付則第2項中「付則第6項」とあるのは「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第 号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「平成21年新条例」という。）付則第26項、付則第6項」と、付則第4項中「退職した場合」とあるのは「退職した場合（平成21年新条例付則第26項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。

- 18 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第2項の規定の適用については、同項中「付則第6項」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第 号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例付則第27項、付則第6項」とする。

## 議第5号

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「振興局等」を「県税事務所等」に改め、同条第1項中「振興局、地域振興局もしくは県事務所または大津県税事務所」を「県税事務所」に改め、同条第2項中「および特定株式等譲渡所得金額」を「、特定株式等譲渡所得金額」に、「」に係る」を「」および法人に係る」に、「限る。）」を「限る。）」、法人の事業税、鉦区税、狩猟税」に、「大津県税事務所長」を「西部県税事務所長」に改め、同条第5項中「振興局等」を「県税事務所等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「振興局、地域振興局もしくは県事務所、大津県税事務所」を「県税事務所」に、「振興局等」を「県税事務所等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項第1号中「振興局、地域振興局もしくは県事務所または大津県税事務所」を「県税事務所」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 知事は、ゴルフ場利用税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項および過料の徴収に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、中部県税事務所長に委任する。
- 4 知事は、軽油引取税（免税証および免税軽油使用者証の交付および返納に関する事項を除く。）に係る徴収金の賦課徴収に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、南部県税事務所長に委任する。

第5条（見出しを含む。）および第9条中「振興局等」を「県税事務所等」に改める。

第33条第1項中「振興局等の所管区域内」を「県内」に、「振興局等の所管区域外」を「県外」に改める。

第38条の13第1項中「事業税」を「法人の事業税」に、「住所、居所、事務所または事業所（以下「住所等」という。）」を「事務所または事業所」に、「振興局等の所管区域内」を「県内」に、「住所等を」を「住所、居所、事務所もしくは事業所を」に、「振興局等の所管区域外」を「県外」に改め、同条第3項中「第1項」の右に「および第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 個人の事業税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所または事業所（以下「住所等」と

いう。)を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、県税事務所の所管区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、または県税事務所の所管区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合においても、また、同様とする。

第38条の14第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に、「同条第1項」を「同条第1項または第2項」に、「同項」を「当該各項」に改める。

第39条の10第1項中「振興局等」を「県税事務所」に改める。

第39条の12第4項中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改める。

第41条の10第1項、第67条第1項および第81条第1項中「振興局等の所管区域内」を「県内」に、「振興局等の所管区域外」を「県外」に改める。

第110条第1項中「振興局等」を「県税事務所」に改める。

第118条の表中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項に規定する空港」を「第4条第1項各号に掲げる空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港」に改める。

付則第6条第4項中「附則第6条第5項の」を「法附則第6条第5項の」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第39条の12第4項および第118条の改正規定ならびに付則第3項および第4項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、滋賀県行政機関設置条例（平成21年滋賀県条例第 号）付則第2項の規定による廃止前の滋賀県振興局等設置条例（平成13年滋賀県条例第4号）第2条に規定する振興局、地域振興局もしくは県事務所の長、滋賀県大津県税事務所設置条例（昭和53年滋賀県条例第6号）に規定する大津県税事務所の長または滋賀県自動車税事務所設置条例（昭和46年滋賀県条例第14号）に規定する自動車税事務所の長（以下「振興局等の長」という。）がした県税に係る徴収金の賦課徴収および過料の徴収についての手続ならびに当該振興局等の長に対してした申告その他の手続で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の第4条の規定により権限を有する県税事務所または自動車税事務所の長がした徴収金の賦課徴収および過料の徴収に関する手続ならびに当該県税事務所または自動車税事務所の長に対してした申告その他の手続とみなす。

##### (琵琶湖森林づくり県民税条例の一部改正)

- 3 琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
第3条の見出しおよび同条第1項中「法人等の」を「法人の」に改め、同項第1号中「88,000円」を「2,200円」に改め、同項第2号中「59,400円」を「5,500円」に改め、同項第4号中

「5,500円」を「59,400円」に改め、同項第5号中「法人等」を「法人」に、「2,200円」を「88,000円」に改める。

(琵琶湖森林づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の琵琶湖森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

## 議第6号

### 滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「この条例の施行後」を「滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第 号）の施行後」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第7号

## 滋賀県大津健康福祉センター設置条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県大津健康福祉センター設置条例を廃止する条例

滋賀県大津健康福祉センター設置条例（平成10年滋賀県条例第9号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 議第8号

## 滋賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

滋賀県感染症の診査に関する協議会条例（平成11年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中大津保健所および高島保健所の項を削り、長浜保健所および彦根保健所の項を次のように改める。

長浜保健所、彦根保健所および高島保健所	長浜・彦根・高島保健所感染症診査協議会	長浜保健所
---------------------	---------------------	-------

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 議第9号

## 滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の4」に、「第18条」を「第19条」に改める。

第2条第6号中「工作物」を「施設」に改める。

第2章中第6条の次に次の3条を加える。

（犬およびねこの多頭飼養の届出）

第6条の2 犬またはねこの飼い主（法第12条第1項第4号に規定する動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は、その一の飼養施設において飼養する犬もしくはねこ（生後91日未満のものを除く。）の数またはこれらの数を合算した数（以下「飼養数」という。）が10頭以上となったときは、その日から起算して30日以内に、当該飼養施設について次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 飼養数
- (4) 飼養施設の構造および規模
- (5) 飼養の方法
- (6) その他規則で定める事項

（変更等の届出）

第6条の3 前条の規定による届出をした者（以下「多頭飼養者」という。）は、同条各号に掲げる事項（同条第2号および第3号に掲げる事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 多頭飼養者は、当該届出に係る飼養施設における飼養を廃止したとき、または当該届出に係る飼養施設における飼養数が10頭未満となったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（助言または指導）

第6条の4 知事は、多頭飼養者の飼養する犬およびねこの健康および安全を保持し、または周辺の生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬およびねこの飼養施設の構造および規模ならびに飼養の方法について必要な助言または指導を行うことができる。

第18条の次に次の1条を加える。

(過料)

第19条 第6条の2もしくは第6条の3第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に一の飼養施設（動物を飼養するための施設をいう。）において飼養する犬もしくはねこ（生後91日未満のものを除く。）の数またはこれらの数を合算した数が10頭以上である当該犬またはねこの飼い主（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第12条第1項第4号に規定する動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は、この条例の施行の日から起算して30日以内に、当該飼養施設について、改正後の滋賀県動物の保護および管理に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の2各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、新条例第6条の2の規定による届出とみなして、新条例第6条の3および第6条の4の規定を適用する。

4 第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料に処する。

## 議第10号

## 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

占 用 物 件 の 種 類		単 位	占 用 料 の 額	
			市の区域	町の区域
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第 1 種 電 柱	1本につき1年	630 <sup>円</sup>	530 <sup>円</sup>
	第 2 種 電 柱		970	820
	第 3 種 電 柱		1,300	1,100
	第 1 種 電 話 柱		560	480
	第 2 種 電 話 柱		900	760
	第 3 種 電 話 柱		1,200	1,000
	そ の 他 の 柱 類		56	48
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	6	5
	地下に設ける電線その他の線類		3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550	470
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	340	290
	変圧塔その他これに類するもの および公衆電話所	1個につき1年	1,100	950
	郵便差出箱および信書便差出箱		470	400
広 告 塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	2,000	1,000	

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	950	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24	20	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34	29	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51	43	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67	57	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100	86	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130	110	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240	200	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340	290	
	外径が1メートル以上のもの		670	570	
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設			1,100	950	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		1,000	510	
	地下に設ける通路		600	310	
その他のもの		1,100	950		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20	10	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200	100	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	100
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,000
	標	識	1本につき1年	900	760
	旗	ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20

「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	1本につき1月	200	100
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	100
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	1,000
		その他のもの		1,000	510
政令第7条第2号に掲げる工事用施設および同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	200	100
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設				110	95
政令第7条第6号に掲げる施設ならびに同条第7号に掲げる施設および自動車駐車場	建 築 物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	そ の 他 の も の			Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額
政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	そ の 他 の も の			Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第10号および第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	そ の 他 の も の			Aに0.025を乗じて得た額	

別表注5中「第7条第9号および第10号」を「第7条第10号および第11号」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料(占用許可の期間が平成21年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、平成21年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

議第11号

滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県港湾占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中 「

1,300	円	800	円
-------	---	-----	---

」 を 「

1,050	円	750	円
-------	---	-----	---

」 に、「1,000」

を「850」に、「650」を「600」に、「

同	700	450
---	-----	-----

」 を 「

同	500
---	-----

」

「

390
-----

」 に、「

1,300	800
-------	-----

」 を 「

1,050	750
-------	-----

」 に、「1日」

「

400	250
-----	-----

」 を 「

1日	410	260
----	-----	-----

」 に、「1,200」を「1,050」に、

「900」を「800」に、「130」を「100」に、「82」を「73」に、

200	120
400	250
800	500

を 「

160	110
310	220
620	440

」 に、「4,500」を「3,600」に、「2,200」を「2,000」に、

「1,600」を「1,400」に、「750」を「800」に、「550」を「600」に、「15,000」を「11,000」

に、

16	1の項から15の項までに分類されないもの	占用面積 1平方メ ートル	1年	700
----	----------------------	---------------------	----	-----

450 を

16	工所用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年	310
17	1の項から16の項までに分類されないもの	同	同	500

310  
390

に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第12号

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県流水占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中「4,900」を「5,000」に、「3,600」を「3,700」に改める。

別表第2の表中 「

1,300	円	800	円
-------	---	-----	---

」を「

1,050	円	750	円
-------	---	-----	---

」に、「1,000」を

「850」に、「650」を「600」に、「

同	700	450
---	-----	-----

」を「

同	500
---	-----

」

「

390
-----

」に、「

1,300	円	800	円
-------	---	-----	---

」を「

1,050	円	750	円
-------	---	-----	---

」に、「

1日
----

」

「

400	250
-----	-----

」を「

1日	410	260
----	-----	-----

」に、「1,200」を「1,050」に、

「900」を「800」に、「130」を「100」に、「82」を「73」に、  

200	120
400	250
800	500

」

「

160	110
310	220
620	440

」を  
 に、「4,500」を「3,600」に、「2,200」を「2,000」に、

「1,600」を「1,400」に、「750」を「800」に、「550」を「600」に、「15,000」を「11,000」

に、  

16	1の項から15の項までに分類されないもの	占用面積 1平方メ ートル	1年	700
----	----------------------	---------------------	----	-----

議第12号 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

「

450	を	16	工事用台船係留場	占用面積 1平方メートル	1年	310
	」	17	1の項から16の項までに分類されないもの	同	同	500

310  
390

に改める。

」

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 議第13号

### 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第6条第2号中「、第7号または第13号」を「または第7号」に改める。

第23条の2第1項第2号中「県内」を「県内（大津市の区域を除く。以下同じ。）」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 議第14号

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条の見出し中「共同住宅」を「住宅」に改め、同条第1項中「共同住宅」を「住宅」に、「者」を「者および住宅を所有し、または管理する者」に改め、同条第2項および第3項中「共同住宅」を「住宅」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（犯罪の防止に留意した深夜商業施設等）

第15条 深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。）に営業を行う商業施設で規則で定めるもの（以下「深夜商業施設」という。）もしくは大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）を設置し、もしくは管理する者または当該深夜商業施設もしくは大規模小売店舗において事業を営む者は、当該深夜商業施設または大規模小売店舗が犯罪の防止に留意した構造、設備等を有するものとなるよう努めなければならない。

2 知事は、深夜商業施設および大規模小売店舗について、犯罪の防止に留意した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 県は、犯罪の防止に留意した構造、設備等を有する深夜商業施設および大規模小売店舗の普及のため、前項の指針の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 議第15号

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例（平成17年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「草津市野路町」を「草津市野路六丁目」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第16号

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号）  
の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 議第17号

## 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項中「20,200円」を「15,900円」に改める。

## 付 則

- 1 この条例は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間における改正後の第19条の3第2項の規定の適用については、同項中「15,900円」とあるのは、「13,750円」とする。

## 議第18号

## 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「3,200円」を「6,400円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第3号中「1,500円」を「3,000円」に、「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第4号中「2,000円」を「3,400円」に改め、同項第5号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第6号中「1,400円」を「2,400円」に改める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成20年10月1日から適用する。

## 議第19号

## 滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中トをナとし、テをトとし、ツをテとし、チの次に次のように加える。

ツ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第20号

平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

議第20号 平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

## 議第21号

平成19年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

平成19年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

平成19年度滋賀県病院事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求めらる。

## 議第22号

平成19年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

平成19年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

平成19年度滋賀県工業用水道事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

## 議第23号

平成19年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

平成19年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについて

平成19年度滋賀県上水道供給事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求めらる。

## 議第24号

## 契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 国道421号道路改築工事                                       |
| 2 契約金額   | 591,150,000円                                       |
| 3 契約の相手方 | 滋賀県甲賀市水口町水口6236番地<br>株式会社ピーエス三菱滋賀営業所<br>所長 田 中 才一郎 |

## 議第25号

## 財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

## 財産の種類、数量および取得予定価格

- |          |                  |
|----------|------------------|
| 1 財産の種類  | 土地               |
| 2 取得面積   | 42,220.47 平方メートル |
| 3 取得予定価格 | 323,997,139 円    |
| 4 取得の目的  | 甲南インター線道路改築事業用地  |

## (参 考)

財産の所在地 滋賀県甲賀市甲南町杉谷および甲南町新治

財産の所有者 東京都港区西新橋二丁目8番6号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

契約職 理事長代理 田 崎 忠 行

## 議第26号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立県民交流センター
- 2 指定管理者 大阪市中央区森ノ宮中央一丁目6番12号  
ビューテック株式会社  
代表取締役社長 嵐 泰 利
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第27号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター
- 2 指定管理者 滋賀県大津市京町三丁目4番22号  
財団法人滋賀県文化振興事業団  
理事長 岸 野 洋
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第28号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 滋賀県立近江富士花緑公園   |
| 2 指定管理者   | 滋賀県彦根市大東町3番1号<br>近江鉄道ゆうグループ<br>代表者 近江鉄道株式会社<br>代表取締役 岸 邦 之 |
| 3 指定の期間   | 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで                                    |

## 議第29号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立水環境科学館
- 2 指定管理者 滋賀県大津市中央三丁目2番1号  
しがの水環境研究会  
代表者 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社滋賀支店  
支店長 広瀬 由明
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

## 議第30号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立テクノファクトリー
- 2 指定管理者 滋賀県大津市打出浜2番1号  
財団法人滋賀県産業支援プラザ  
理事長 高 橋 宗治郎
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 議第31号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス
- 2 指定管理者 滋賀県大津市打出浜2番1号  
財団法人滋賀県産業支援プラザ  
理事長 高 橋 宗治郎
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 議第32号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大津港公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）
- 2 指定管理者 滋賀県大津市浜大津五丁目1番1号  
琵琶湖汽船株式会社  
代表取締役 中 井 保
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第33号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大津港公共港湾施設（マリーナ施設に限る。）
- 2 指 定 管 理 者 滋賀県大津市梅林一丁目15番30号  
株式会社関西メンテナンス滋賀  
代表取締役 井 狩 清 春
- 3 指 定 の 期 間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第34号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県営都市公園（びわこ文化公園（文化ゾーン）、春日山公園、尾花川公園および湖岸緑地中主吉川地区に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県彦根市大東町3番1号  
近江鉄道ゆうグループ  
代表者 近江鉄道株式会社  
代表取締役 岸 邦 之
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第35号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県営都市公園（湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区、北大津地区、堅田雄琴地区、和邇真野地区および生川木戸川地区に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県彦根市大東町3番1号  
近江鉄道ゆうグループ  
代表者 近江鉄道株式会社  
代表取締役 岸 邦 之
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第36号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県営都市公園（湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県彦根市大東町3番1号  
近江鉄道ゆうグループ  
代表者 近江鉄道株式会社  
代表取締役 岸 邦 之
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第37号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く。）および滋賀県立彦根総合運動場
- 2 指定管理者 滋賀県大津市御陵町4番1号  
財団法人滋賀県体育協会  
会長 國 松 善 次
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第38号

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立体育館および滋賀県立武道館
- 2 指定管理者 滋賀県大津市御陵町4番1号  
滋賀県体育協会グループ  
代表者 財団法人滋賀県体育協会  
会長 國 松 善 次
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 議第39号

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から淀川水系における水資源開発基本計画の全部を変更することについて意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第4号の規定に基づき、議決を求める。

琵琶湖淀川水系における水資源開発については、高度成長期において、京阪神地域における水需要の急増から、絶対的に不足していた供給力を高めるため、水資源開発基本計画に基づき琵琶湖開発事業などが行われてきた。しかし、近年の社会経済情勢の変化から、水需要が横ばいまたは減少となり、今回の全部変更案では、新たな施設の追加はなく、現行計画に記載された施設計画の廃止や縮小などにより、その供給目標量は現行計画を下回ることとなった。しかしながら、震災時・事故時等緊急時の水供給機能の低下への対応やさらなる節水型社会への改善方策などの積み残された課題に加え、気候変化や高齢社会の到来への対応などの新たな課題も指摘されている。こうしたことから、今後は、水資源開発から、既存の施設の維持管理やその運用による水資源管理の重要性が増してくることが明らかである。このため、琵琶湖淀川水系における水供給の大宗を占める琵琶湖の重要性を改めて認識する必要がある。

琵琶湖は、約400万年といわれる長い歴史を有する古代湖であり、50種を超える固有種をはじめ、かけがえのない貴重な生態系の宝庫である。また周囲には、多くの住民が生活し活発な産業活動が行われているなど、本県140万県民の生活と社会経済活動に密接に関わっている。そうした中で琵琶湖開発事業による水供給が開始された平成4年以降、取水制限の行われる琵琶湖基準水位マイナス90センチメートル以下に琵琶湖水位が低下した渇水だけでも4度あり、京阪神地域の取水制限による影響はもとより、琵琶湖の生態系と県民生活等に大きな影響を与えた。

こうしたことを踏まえ、琵琶湖を抱える滋賀県の立場から、以下の意見を申し述べる。

- 1 琵琶湖淀川水系における水資源開発について、今後、維持管理や運用に重点がおかれていく

- こととなる中で、地球温暖化に伴う気候変化等を踏まえ、適時、適切に水需給計画の評価、見直しを行い、琵琶湖へ新たな負荷を与えることのないよう、水需要抑制の対策や既存施設の有効利用などにより適切に対応されたい。
- 2 琵琶湖およびその周辺の自然環境等の重要性に鑑み、需要と供給の両面から、水需要抑制や節水のための普及啓発等、総合的かつ効率的な施策を引き続き強力に推進されたい。
  - 3 近年の少雨化傾向や将来の気候変化に伴って想定される少雨の頻発化および高齢化の進行や単独世帯の増加による渇水に対する脆弱化に十分留意され、異常渇水を含む渇水に対する適切な安全の確保に努められたい。
  - 4 琵琶湖およびその周辺の自然環境保全と水系全体の渇水時の水資源の有効利用のため、ダム群と琵琶湖を常に一体のものとして統合的に管理することで、できるだけ琵琶湖水位の低下抑制を図られたい。
  - 5 本県は琵琶湖を有する水源県であり、古くからたびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、水質保全や水源かん養等の取り組みを積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。将来に亘りこの琵琶湖取水が確保できるよう配慮されたい。
  - 6 丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査を早期に実施されたい。
  - 7 利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じられたい。
  - 8 琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約400万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、50種以上の固有種を含む1,000種類を超える動植物が生息する自然湖である。このため、琵琶湖が淀川水系の水資源の大宗を占めていることを踏まえ、琵琶湖の総合的な保全について、本県と連携し積極的に取り組まれたい。とりわけ、水陸移行帯がもつ生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、水田等、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保を図られたい。
  - 9 琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題を包括的、一体的に解決する統合的流域管理など、新たな仕組みづくりについて積極的に取り組まれたい。
  - 10 琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承に配慮するとともに、水資源の重要性や希少性、平常時から培っておくべき危機意識、またあるべき水環境の姿と水資源の保全の必要性などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図られたい。

## 議第40号

淀川水系河川整備計画の策定について意見を述べることにつき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

淀川水系河川整備計画の策定について意見を述べることにつき議決を求めることについて  
河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第5項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備  
局長から淀川水系河川整備計画の策定について意見を求められたので、次のように意見を述べる  
ことにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第5号の規定に  
基づき、議決を求める。

## 1 いかなる洪水に対しても被害を最小化するための施策の推進

自然現象には際限はなく、計画や現況施設能力を超える洪水はいつでも起こりうる。

こうした洪水、いわゆる「超過洪水」に対しても人命を守ることおよび壊滅的な被害を防ぐ  
ことが今後の治水政策にとっては極めて重要なものと考えている。

このために必要な対策を、河川管理者のみならず、地元自治体や地域住民など多様な主体と  
の連携のもと、積極的に取り組まれない。

## 2 大戸川ダム（大戸川）に関する事。

大戸川ダムは、平成20年9月27日に公表された淀川水系流域委員会意見書にあるように、一  
定の治水効果はある。

しかしながら、平成20年9月22日に公表された京都府の技術検討会における評価においては、  
「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに  
検討を行う必要がある」とされている。

このため、下流府との共通認識として、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置付  
ける必要はないとしたところであるので、近畿地方整備局におかれても尊重されたい。

大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進  
めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底か  
ら崩れることとなる。事業主体である国は、こうした問題について引き続きその責務を果たさ  
れたい。

## 3 丹生ダム（姉川・高時川）に関する事。

丹生ダムについては、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、

渇水対策容量の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示するとともに、本県とも早急に協議されたい。

4 瀬田川に関すること。

瀬田川の改修については、琵琶湖の後期放流対応すなわち、洪水後における琵琶湖の水位の速やかな低下のために必要であり、天ヶ瀬ダム再開発および宇治川の改修とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修についても促進されたい。

なお、鹿跳溪谷の改修については、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、早急にそれらの内容について提示するとともに、実施時期については、本県とも十分協議されたい。あわせて徹底したコスト縮減を図られたい。

瀬田川洗堰の全閉操作の解消については、上下流の社会的な平等性の確保の観点から重要であり、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととされている淀川水系河川整備基本方針を尊重し、その実現に向け取り組まれたい。

5 野洲川に関すること。

野洲川（直轄区間）の堤防強化および自然環境と調和した水辺空間の形成について着実に進められたい。

6 大津放水路事業に関すること。

大津放水路Ⅱ期事業の実施時期については、本県と十分協議されたい。また、実施に当たっては、徹底したコスト縮減を図られたい。

7 琵琶湖の総合的な保全に関すること。

琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約400万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、50種以上の固有種を含む1,000種類を超える動植物が生息する自然湖である。このため、琵琶湖が下流宇治川・淀川の洪水被害の軽減に寄与していることおよび淀川水系の水資源の大宗を占めていることを踏まえ、琵琶湖の総合的な保全について、本県と連携し積極的に取り組まれたい。とりわけ、水陸移行帯がもつ生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、水田等、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保を図られたい。

8 治水・利水・環境の調和のとれた瀬田川洗堰の操作に関すること。

瀬田川洗堰の操作については、湖辺の自然景観や生態系、県民の暮らしや産業活動にとってより望ましいものとなるよう、引き続き弾力的な水位操作を行うとともに、治水・利水・環境の調和のとれた操作方法を確立されたい。

9 統合的流域管理など新たな仕組みづくりに関すること。

琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題を包括的および一体的に解決する統合的流域管理など、新たな仕組みづくりについて積極的に取り組まれたい。

10 水文化の保全と継承に関すること。

琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承

に配慮するとともに、平常時から培っておくべき危機意識、水資源の重要性や希少性、またあるべき水環境の姿などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図られたい。

11 河川敷利用に関すること。

野洲川等の河川敷利用については、野洲川等の河川敷がすでに地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている実態を踏まえ、地元住民および利用者の意見を十分反映することとされたい。

12 維持管理に関すること。

既存施設の機能維持を図る観点から、河川の管理について、計画的・効率的に進められたい。その際には、徹底したコスト縮減を図られたい。

13 河川レンジャーに関すること。

住民と河川管理者との橋渡し役となる河川レンジャーについて、その制度設計を確実にを行い、本格的な導入を図られたい。

14 次世代育成型の河川政策に関すること。

20～30年後の河川と住民とのつながりをより強固にすることを旨として、河川環境だけではなく防災面なども含めて、より広く河川全般について、子どもや若者の河川学習の機会を増やし、次世代育成型の河川政策を進められたい。

15 事業費および実施時期に関すること。

事業実施に当たっては、事業費および整備スケジュールについて十分県民の理解が得られるよう、協議調整を図られたい。

16 その他

ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作られたい。

## 議第41号

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて

滋賀県道路公社から次のとおり近江大橋有料道路事業を変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

## 1 路線名および工事の区間

## (1) 路線名

県道大津草津線、県道草津守山線

## (2) 工事の区間

滋賀県大津市丸の内町から滋賀県草津市木川町まで

## (3) 延長

6.1 キロメートル

(うち変更に係る工事の延長 0.5 キロメートル)

## 2 工事予算

変更前

20,530,000,000円

変更後

19,630,000,000円

(変更減 900,000,000円)

## 3 工事方法

変更前

地下立体2車線化

変更後

平面6車線化

## 議第42号

## 専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成20年12月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第14号の次に次の1号を加える。

## (14)の2 政治資金規正法に基づく事務手数料

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付に係る手数料

写し1ページにつき

10円

## 付 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

## 議第43号

## 専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 専決処分につき承認を求めることについて

平成21年度において発売する当せん金付証票の発売総額については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

## 平成21年度において発売する当せん金付証票の発売総額について

平成21年度において発売する当せん金付証票の発売総額を10,500,000,000円以内とすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成20年12月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## (参 考)

全国都道府県および政令指定都市による共同実施の本県発売額 9,383,000,000円以内  
京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県および和歌山県ならびにこれらの府県の政令指定都市による共同実施の本県発売額 1,117,000,000円以内